

沿岸広域振興局長告示第42号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定により認定を取り消した総合的設計による建築物に係る一団地の区域及び縦覧場所は、次のとおりである。

平成25年7月30日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

- 1 対象区域 宮古市大字近内第3地割字白石47番3（雇用促進住宅近内宿舎）
- 2 縦覧場所 沿岸広域振興局土木部宮古土木センター及び宮古市役所